

令和2年第2回臨時会

西川町議会会議録

令和2年 5月 1日 開会
令和2年 5月 1日 閉会

西川町議会

令和2年西川町議会第2回臨時会会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長あいさつ	3
議案の上程	5
提案理由の説明	5
議案の審議・採決	6
議第27号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第2号)	6
閉議・閉会の宣告	3 3
署名議員	3 4

令和2年西川町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

令和2年 5月 1日(金)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 27号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第2号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 27号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第2号)

(閉会)

出席議員（10名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	6番	大江広康	議員
7番	佐藤耕二	議員	8番	佐藤幸吉	議員
9番	伊藤哲治	議員	10番	古澤俊一	議員

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	健康福祉課長	飯野勇	君
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	土田浩行	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
会計管理者 兼 出納室長 兼 町民税務課長	土田伸	君			
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	事務局長補佐 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

〔開会時刻 午前 9時30分〕

開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより、令和2年西川町議会第2回臨時会を開会します。

開議の宣告

古澤議長 直ちに、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番 大泉奈美議員、6番 大江広康議員を指名します。

会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

町長あいさつ

古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和2年第2回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

去る4月20日の第1回臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る本町独自の感染防止及び経済対策のための補正予算3,643万4,000円についてご審議いただき、ご可決を賜りました。本日は、昨日4月30日に国及び山形県の補正予算が成立したことを受けまして、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策などに係る補正予算案についてご審議を賜りたく臨時会を招集いたしましたところであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4月7日に東京都をはじめ7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には5月6日までの期間で全都道府県に拡大されたところであります。さらに山形県知事は、5月10日までの期間、飲食店、屋内運動場及び映画館など人が集まる施設の休業又は夜間営業の自粛を要請しています。このように過去に経験したことのない状況で大型連休を迎えておりますが、企業等に対する県知事の休業要請に応じて活動を自粛されておられる事業者の皆さん、そして県外との往来や不要不急の外出の自粛など、人と人の接触機会の減少を心がけておられる町民の皆さんに敬意を表するところであります。

また、去る4月24日にプレミアム付商品券を販売いたしましたところ即日完売となりました。町内商業者の皆さんのお役に立てればという町民の皆さんの心遣いの表れと考えているところであります。

新型コロナウイルスのワクチンや治療薬がなく収束が見通せない中で、一人ひとりの感染予防のさらなる徹底が重要な時期が続いておりますので、今後ともこまめな手洗い・うがいや咳エチケットの徹底、不要不急の外出自粛などのほか、密閉・密集・密接を徹底的に回避するよう町民の皆さんに呼びかけてまいります。以上を申し上げまして、令和2年第2回臨時会のあいさつといたします。

古澤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第 4、議案の上程を行います。

議第 27 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 2 号）。

以上、1 議案を上程します。

提案理由の説明

古澤議長 日程第 5、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第 27 号につきましては、令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 2 号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 6,285 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53 億 7,428 万 4,000 円といたすものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策並びにプレミアム付商品券追加販売、それぞれの経費についてであります。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策についてであります。

一つ目は、去る 4 月 20 日に閣議決定されました「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を盛り込んだ国の令和 2 年度補正予算が昨日 4 月 30 日に成立したことに伴い、特別定額給付金給付事業を創設するものであります。特別定額給付金給付事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもと国民が一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するため、感染防止に留意しつつ家計への支援を行うことを目的としており、本町において、今年 4 月 27 日現在、住民基本台帳に記録されている町民一人につき 10 万円を給付するものであります。本事業の予算額は、第 2 款総務費に 5 億 3,140 万円を計上いたしております。

二つ目は、同じく国の補正予算成立に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな被害を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる事業全般に広く使

えることを目的に国が創設した持続化給付金事業について、本町といたしまして、法人に対しては 20 万円、個人に対しては 10 万円をそれぞれ国の持続化給付金に嵩上げ給付するものであります。本事業の予算額は、第 7 款商工費に 1,900 万円を計上いたしております。

三つ目は、山形県の新型コロナウイルス感染症対策のための県の令和 2 年度補正予算が昨日 4 月 30 日に成立したことに伴い、感染症拡大防止のため、県知事からの企業等の活動自粛要請に協力する県内事業者に対し、新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討に対する支援を目的に県が創設した緊急経営改善支援金について、本町といたしまして、県知事の自粛要請に協力する町内事業者に対し、法人に対しては 20 万円、個人に対しては 10 万円をそれぞれ県の緊急経営改善支援金に嵩上げ支援するものであります。本事業の予算額は、第 7 款商工費に 600 万円を計上いたしております。

次に、プレミアム付商品券追加販売についてであります。町内消費を喚起し、地域経済の振興を図ることを目的に販売いたしておりますプレミアム付商品券につきましては、去る 4 月 24 日に 2,000 セットを販売いたしましたところ即日完売となりましたので、3,000 セットの追加販売を行うものであります。本事業の予算額は、第 7 款商工費に 645 万円を計上いたしております。

歳入につきましては、特別定額給付金給付事業の国補助金として第 14 款国庫支出金 5 億 3,140 万円、第 19 款繰越金 3,145 万円を充てるものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る補正予算につきましては、国及び県の今後の経済対策及び補正予算や町内の動向などを踏まえながら、今後さらに編成いたしてまいりたいと考えております。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議案の審議・採決

古澤議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

議第 27 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

佐藤総務課長 おはようございます。

議第 27 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 6,285 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53 億 7,428 万 4,000 円といたすものであります。

今回の補正は、提案理由の説明で町長が申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策並びにプレミアム付商品券追加販売に係る経費についてであります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の 5 ページ、3 歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明につきましてご説明を申し上げます。

5 ページの第 2 款第 1 項第 1 目一般管理費につきましては、特別定額給付金給付事業に係る補正であります。本事業は感染拡大防止の観点から、町から令和 2 年 4 月 27 日において住民基本台帳に記録されている受給権者宛に郵送した申請書に、振込先、口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しと共に町に郵送していただく郵送申請方式並びにマイナンバーカード所持者が利用可能なオンライン申請を基本とし、給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行うこととされています。

しかし、本町では高齢者のみ世帯が多いことやマイナンバーカードの取得率が 10%強であることなどを考慮し、感染拡大防止に最大限配慮しながら、役場本庁舎及び大井沢支所の窓口における申請及び給付もせざるを得ないものと考えております。

1 節報酬の会計年度任用職員報酬は、本事業の実施期間が申請書の受付開始から 3 カ月間とされていることから、会計年度任用職員 3 人の 3 カ月分、100 万円であります。

3 節職員手当等の時間外勤務手当は、職員の時間外勤務手当 100 万円であります。

4 節共済費の雇用保険料 1 万 5,000 円及び社会保険料 18 万 5,000 円は、それぞれ会計年度任用職員 3 人の 3 カ月分であります。

8 節旅費の費用報酬、費用弁償は、会計年度任用職員の通勤旅費 5 万円であります。

10 節需用費の消耗品費 380 万円、燃料費 5 万円、印刷製本費 20 万円及び光熱水費 10 万円は業務を行うために必要となる経費であります。

11 節役務費の通信運搬費 310 万円は、申請書及び決定通知書の発送並びに申請書返送のための郵便料 300 万円及び電話料 10 万円であります。同じく手数料 100 万円は口座振込手数料であります。

12 節委託料 200 万円は、システム改修委託料などであります。

13 節使用料及び賃借料 20 万円は、複写機の賃借料であります。

18 節負担金補助及び交付金の特別定額給付金 5 億 1,870 万円は、受給権者 1 人当たり 10 万円の給付金であります。特定財源につきましては、特別定額給付金給付事業の事業費及び事務費補助金としての国庫支出金であり、全額国庫支出金を充てるものであります。本町では 5 月 18 日に申請書を受給権者に送付し、受付期間は 5 月 20 日から 8 月 19 日まで、給付開始は 5 月 22 日からとする方向で準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、本事業の実施に対して最も有意すべきことといたしまして、感染拡大防止はもちろんですが、受給権者、特に先ほど申し上げました高齢者のみ世帯からの申請漏れがないように、そして詐欺の被害にあわないように、このことについては広報や声掛けを徹底して行ってまいりたいと考えております。

第 7 款第 1 項第 2 目、商工振興費につきましては、プレミアム付商品券を 3,000 セット追加発行するための補助金 645 万円を追加し、国の持続化給付金に本町といたしまして、法人に対しては 20 万円、個人に対しては 10 万円をかさ上げ給付すべく、法人は 45 事業者、個人は 100 事業者の計 1,900 万円。山形県の緊急経営改善支援金に本町といたしまして、法人に対しては 20 万円、個人に対しては 10 万円を嵩上げ支援すべく、法人は 10 事業者、個人は 40 事業者の計 600 万円をそれぞれ措置するものであります。なお、プレミアム付商品券の追加販売につきましては、5 月 8 日を販売開始とする方向で準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

4 ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただ今、歳出の特定財源でご説明を申し上げました第 14 款、国庫支出金 5 億 3,140 万円を追加し、不足する財源につきましては第 19 款繰越金 3,145 万円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、荒木議員。

1 番(荒木俊夫議員) 今回の補正予算について、コロナ対策ということでもありますけども、経済対策も国、県の事業に追加して嵩上げをして対応をしていくということで、今後の情勢を見ながらまた対応するということでもありますので、その辺はよろしくお願いをしたいと思っておりますけれども、3 点についてお聞きしたいと思っております。

第 1 点目につきましては、国の特別定額給付金であります。本日の山形新聞に載っておりますけれども、早いところはもう今日から始まる、受付も始まる、支給しているところもあるようでございますけれども、本町の場合、だいぶ慎重なのか時間的にかなりかかるように書いていましたので、これについてももう少し早くならないのかどうか、よろしくその見解をお聞きしたいと思っております。

第 2 点目についてでありますけども、経済対策、今回予算かなり組んでおりますけども、町民の方が感染予防として取得したくても取得できないマスクや消毒液、これについては町民に対して支給というのはしないのか。これについて今後どのようにするのか、まずお聞きしたい。

3 点目についてでありますけども、町内の経済対策も含めてであります、プレミアム付商品券の追加販売、当初 2,000 セット、今回 3,000 セットを追加するということでもありますけども、この 3,000 セットの取り扱いについては、例えば、これ追加の販売でありますけども、追加なので前回購入者は除くのか。それともフラットにしてみんなもう 1 回するのか。

この 3 点についてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 1 点目、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただ今荒木議員から 3 点のご質問ありましたけれども、私のほうから 1 点目の特別定額給付金給付事業の事務処理の時期と申しますか、このご質問に対して。更には 2 つ目のマスク・消毒液の町民の皆さま方への配布についてということで、この 2 つのご質問にお答えさせていただきますたいと存じます。

初めに、特別給付金給付事業のスケジュールについてであります。先ほど補足説明の中で申し上げました通りの予定で、私どものほうは計画を進めようといたしてありまして、当然今後の進め方等によっては早まるということも予想されておりますけれども、今回の給付に際して国民、町民の皆さんが一番の感心が高くなるのは、いつの段階で給付金がお手元に届くかと、こういうことではないかというふうに考えております。先ほど補足説明で申し上げました通り、本町といたしましては初回の振り込みを5月22日金曜日までに申請があった方から5月22日を初回の給付日といたしまして、順次、給付してまいりたいというふうに考えておりますので、あえて他市町村との比較というのはいかがかと思っておりますけれども、決して他市町村と比較しても遅くはないのではないかなと考えておるところでございます。私どもとして、今回、一番気を使ってまいりますのは、ご案内のとおり申請の方式が世帯ごとの申請ということになるわけございまして、その申請書の中に全て世帯の構成員等を全て印字した上で、世帯主の方からはお名前と、あと先ほど補足説明でも申し上げました身分証明なり、振込口座の確認できるコピー等を添付いただくということで、世帯主本人の申請の極力軽減を図ってまいりたいということで準備をしましてまいりたいと思っておりますので、そういったかたちで申請書の作成等には慎重をきしてまいりたいということで考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

2つ目の、マスク並びに消毒液の町民への配布についてであります。4月20日の第1回臨時会でご可決いただきました予算の中に、マスク・消毒液等の購入の予算も含まれておりましたので、早速ご可決いただいた後に手配等行っておりますので、今後、町の対策本部の中でも町内の情勢等、実情等をそれぞれのところで情報収集して確認しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点については以上になります。よろしく申し上げます。

古澤議長 3点目の答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 3点目のご質問でございます。

プレミアム付商品券の追加販売、5月8日を目途に3,000セット追加販売ということで予定をさせていただいております。事業主体につきましては商工会というようなことでございますけれども、ご質問の内容につきましては、前回購入された方は追加分についても買えるのかという内容でございます。前回につきましては、今回もそうありますが、1世帯について5セットまでというところで販売をさせていただいているということでございまして、5

セット分を購入した世帯につきましては、次回についてはご遠慮願うということにしておりますが、5セットに満たない部分で購入された世帯については、残りのセット分については追加分でご購入いただけるというようなところで商工会とも調整しているところであります。

なお、商品券をお買い求めいただくときに、購入票というところに記載をしていただいて、購入票には世帯主名、それから住所、購入セット数なども記載してご購入いただいておりますので、それと照合しながら、確認をしながら前回ご購入いただいた方にも5セット分までは購入いただけるようなかたちで対応していきたいということで共有をしているところであります。以上であります。

古澤議長 1番、荒木議員。

1番（荒木俊夫議員） 特別定額給付金、確かに現金を扱うというか、本人確認が大変だということもあるのでしょうけど、基本は町で所有している住民基本台帳でありますので、そういった面については、かなりスピーディーにやればできるのかなと思っておりまして、ぜひ希望者の方、早くという方がいらっしやと思いますので、できるだけ早く支給されるよう努めていただきたいと念を押しておきたいと思います。

あと2つ目に質問しました町民の方が買えない、どこに行っても買えないマスクと消毒液、補正第1号で補正をしたという分でありますけども、これ町民の方1人1人に配布をするのかどうか。施設だけに置くのか。私がお願いしたいのは、できるだけ町民の方にマスクなり消毒液を配布していただきたいということです。町民の方は買えないわけですから、そこをお願いしたいと思っていますので、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

あと、プレミアム付商品券については、前回5セットまで買えなかった方については買ってほしいということで、していただければありがたいと思います。回答、よろしく申し上げます。

古澤議長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

マスク・消毒液等を購入して配布というようことになりましても、先般も高齢者の1人暮らし世帯、あるいは高齢者のみ世帯の方にマスクを配布させていただいたということもございますので、私どもとしては補正でご可決いただいたマスク、あるいは消毒液等のものについては施設先に置くということではなく、必要に応じて町民のほうにも配布を行って

いきたいということで、本部会議のほうでも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

古澤議長 9番、伊藤議員。

9番（伊藤哲治議員） 9番伊藤です。

今回の第2回目の補正について質問をさせていただきます。

まず、この新型コロナウイルス感染症に対する補正について、町は何を考えてこの補正を組んだのか私はよく分からないというのがあります。というのは、特別定額給付金、これは国の施策で、それを創設して事業を展開していくっていうのは、国がやる施策に対して町はそれの事務処理をしていくということになるのだと私は思っています。あと、プレミアム付商品券についてはここにも書いてあるように、町長のあいさつにもありましたけれども、経済対策としてプレミアム付商品券追加販売を今回の補正にあげたということですが、プレミアム付商品券については、それは当然、金がある人が買えます。5万円まで買え、1万円のプレミアが付くというふうになりますけれども、今町民の中で困っている方がいっぱいいると思います。そういう人たちが、金がないのに買えるわけがないじゃないですか、このプレミアム付商品券。追加販売していくというよりも、私は前の補正のときにも申し上げましたけれども、今必要なのは子ども達への支援じゃないかと思っています。その子ども達に対する支援というのは何も載っていないじゃないですか、今回の補正では。今子ども達は学校が休みで、家で自宅からもなかなか出られない状況になっています。そういう中で勉強もままならず、どうやっていったらいいのか、オンラインで今教育をしているのかどうか、その辺についてもきちんと町民に伝えていくということが必要だというふうに思います。そういう面で、子育て支援対策として、町で部分的に何か考えているのかどうか。その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

それと、特別定額給付金については、先ほど総務課長のほうから国では郵送とオンラインだけだというのが、窓口でも対応できるようにしたいという話もありましたけれども、西川町の人口構成を見ると、お年寄り、あるいは1人暮らし、なかなか1人で歩けないという方がたくさんいらっしゃるというふうに思います。そういう方々に対する対応の仕方として、窓口を設けて、役場の窓口それと大井沢支所でやるというふうに言いますが、車もない、そういう人たちが身分証明書のコピーを取ったりするのにどうしたらいいのか、なかなか動けないじゃないかというふうに思っています。そういう方々に、役場から出掛けて行く、

例えばね、電話があれば出かけて行って事務処理をしてくれるとか、そういう手立てが取れないのかどうか。その辺の痒い所に手が届くような温かい姿勢を町でする必要があるかというふうに思います。

先ほど言った、子育て支援対策につきましては、私は前回ふるさと納税、こういう時こそ使うべきだということでお話をしましたけれども、町長もそれに検討するっていうふうに答えたというふうに私は思っております。全然そういうのも考えないのかどうかですね。私は予算の組み替え等も考えてやるべきだと思ったのですが、今回の補正の中で、最後に今後の動向を見ながらまた補正を組んでいくということですので、その辺の基本的な姿勢について、町長の考えをお尋ねしたいというふうに思います。以上3点です。

古澤議長 答弁は、小川町長。

小川町長 今回の予算につきましては、議員おっしゃるように町の独自の更なる突っ込んだと申しますか、そういった予算の提案がないということではありますが、まずご理解いただきたいのは、今回は特に国、県の事業が新たに追加されまして、早急に町のほうの体制を取る必要があるというようなこともあって、それらを重点的に、それと合わせましてプレミアム付商品券につきましては、金もないままに買えるかといったご指摘もありますが、特に高齢者の方からそういったいろんなご要望があったことは事実でありますので、今回は対応させていただいたということであります。

そして、子育てにつきましてはですが、今回も緊急事態の関係で、全国での期間を更に延長するというような動きもありますし、前々から申し上げていますように今回のコロナにつきましては1年で、短期間で収束するものではないというような認識を持っておりまして、これは長くかかります。そういった意味で長丁場の町としての対応が必要だということでもあります。今、学校につきましては9月入学というような、そういった議論もされているようでもありますので、先ほど最後に議員からもお話ありましたように、今後の動向を十分見ながら、そして学校教育、学校の中でのそういった議論も含めて今後検討して対応したいというふうに思いますので、決して今回それを念頭にないということをございませぬので、ご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 2点目は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

伊藤議員から、高齢者世帯等に対する細やかな配慮が必要ではないかというご質問でござ

います。当然私どもとしては、先ほども申し上げましたけれども、高齢者のみ世帯あるいは高齢者1人暮らし世帯の申請もれ、これは今回の事業で最も気を使っていかなければいけないところであるというふうに考えておるところでございます。具体的には当然ご自宅で、1人暮らしになっていらっしゃる方、あるいは高齢者のみ世帯の方等もいらっしゃいますし、加えて施設等に入居されておられる高齢者の方もいらっしゃるということでございますが、当然のことながら全て10万円の対象となるということでございますので、私どもといたしましては、先ほどの補足説明の中では、声掛けという言葉で表現させて説明させていただきましたけれども、具体的な施策といたしましては、以前から町の保健師を地域担当の保健師ということで位置付けて活動を指示しているところでございます。とりわけ、先ほども申し上げましたように、お金の絡む事業でございますので、詐欺というものの被害防止というのは2つ目に気を付けていかなければいけないところと考えておりますので、電話で出してくださいとか、そういったことでは、非常に不快感、不安が募るということをお知らせしておりますので、具体的には地域担当の保健師を中心といたしまして、職員がそれぞれの時点での申請のない高齢者を中心に巡回、声掛けをしながら申請書の書き方のお手伝いとか、そういったものやっていく必要があるのではないかと考えておりました、国の制度設計がいろいろ動いている段階から町内部のほうでは関係部署のほうにそういったことも意識しておくようにと、いようなかたちでの機会を見つけての指示は、町長始め出しているということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 答弁は、伊藤教育長。

伊藤教育長 それでは、現在のところの学校の子供達の様子について、説明をさせていただきます。

本町でも5月10日まで県の要請に基づきまして臨時休校としているところであります。それで、今子供達は基本的には家で学習しているわけですが、分散登校としまして週1回、それぞれ、例えば小1年生と6年生が1日、2年生と5年生が1日、3年生と4年生がそれぞれ分かれて週1回登校しています。中学校は同様に3年生は1日、1年・2年生は同じ日に1日というふうにして分散登校をしております。そんな中で、登校時は課題を確認してなるべく密にならないように広いところで行い、確認して家に帰り、また自宅学習を続けるというふうな方法でやっています。

それから学校のほうでは動画等を撮りアップしておりまして、今のところ音楽と社会と英語をスマホで見られるようにやっております。教科書会社との関係もありまして、誰でも見られるというわけにはいかないの、例えば英語ですとURコードとか、スマホのコードを子ども達に配って、そこから入れるようにやっております。小学校のほうでも順次そういうアップをしたいという考えでおります。以上です。

古澤議長 9番、伊藤議員。

9番（伊藤議員） 今回は国の特別定額給付金を早急に町民の手元に届けるという面で、事務処理を含めて早急にしなければいけないということで、そういうことをメインに補正を組んだということですが、先ほどあった9月入学なんてまだ話のまな板にも乗っていない話ですので別問題として、やはり子ども達に対する支援をきちんとしていくというのが必要だと私は思いますので、第3段の補正を組むときには、やっていく方向で検討するのだったら分かりますけれども、ただお茶を濁していくということだけは絶対しないでいただきたいと思いますので、その辺の町長の見解を再度お尋ねしたいというふうに思います。

あと、特別定額給付金の申請の仕方について総務課長からありましたけれども、ぜひ辛い所に手が届くような温かみのある申請の仕方等、分からない人から電話がきたら地域支援職員もいるわけですので、そういう方々にも協力を願って、家まで出かけて申請の仕方をどうやったらいいのか、各個人に教えていくとか、そういう手立ても取る必要もあるのではないかと思いますので、温かい手の行き届いた配慮をぜひお願いしたいと思います。町長のほうから、もう一度その2点について答弁をお願いします。

古澤議長 答弁は、小川町長。

小川町長 まずご理解願いたいわけでありまして、今緊急事態ということの中での国を挙げて進んでおりまして、そういった中で町といたしまして、いろんな対応、支援策を今後共考えていくことになっていきますが、今はまずは感染しない、感染させないが一番重要でありますので、学校関係もそうでありまして、そういった意味でもマスクの配布や生活指導、こういった面に重点を置きまして、あともう一点は経済対策でありまして、特にこの1カ月、2カ月であります。事業を展開できないというような商工業、観光業でありますので、今をいかに乗り切るか、こういった面で商工観光課、更には商工会共々、それぞれ気持ちをきちっと持ってやっているようでありまして、先ほど申しましたように、今後、長い期間のある中でこういった措置をすべきかということは、議員の皆さんからもいろんなご指導を受けなが

ら、町民の皆さんのご意見をお聞きしながら対応をしていきたいと思っています。決してしないというわけではありませんので、そういった意味での早目の対応をしていきたいと思っています。

それから、高齢者の給付金の申請関係であります。先ほど総務課長のほうから保健師の対応等もありましたのですが、それぞれ地区に地域派遣職員もおりますので、それがどういうふうに協力していくか、こういった面を含めて今後対策本部の中で考えていきたいと思っていますし、決して高齢者が申請できなかったというようなことが無いようにきめ細かな対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 9番、伊藤議員。

9番（伊藤議員） ぜひ、そういう面を考慮してやっていただきたいと思っております。

先ほど教育長のほうからありましたけど、臨時登校日を設けて分散登校をして、子ども達の学習能力が落ちないように今頑張っているという話でしたけども、西川町はオンライン環境というのは整っていないというように私は認識していますが、そういう面で、今後そのオンライン環境、長引くと予想される新型コロナウイルス対策として、もしかすれば学校の休校も伸びる可能性もあるかと思っておりますので、環境整備というのは町として考えていらっしゃるのかどうかお尋ねしたいのと、町長からありました経済対策は重要ですので、今本当に困っている個人事業者、法人も飲食店もあります。そういうところに早急に現金を渡していかなければ、潰れちゃうところもあるというふうに思っていますので、その辺について調査もしながら大いに町はこうやっていくのだ、という姿勢を見せていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

古澤議長 伊藤教育長。

伊藤教育長 今、学校、各家庭とも関係してくるわけですが、タブレット等を使いたいという家庭での受け取りや動画の配信等はできていない状況です。それで、子ども達の家庭ではスマホを全員持っているので、スマホを利用した動画のアップを現在は行っているところです。将来は、3月の補正で校内のネットワーク対応、それがきちんと予算取られていますので、今後文科省ではタブレットを子ども達1人1台にタブレットの配布、前倒しで考えておりますので、その辺の制度を利用しながらできるだけ早めに環境を整えるということは今検討しているところであります。よろしくをお願いします。

古澤議長 他、ございませんか。

8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 3点ほどお尋ねをしたいと思います。

1つ目は、特別定額給付金の支払いの件であります。先ほど来、各議員から出されておりますが、支払いの時期の件であります。先ほど回答によりますと5月22日から初回の支払日が出てくるということで、他の市町村と比べても遜色ないのではないかという話もあつたわけではありますが、実は給付スケジュールを見させていただきますと、今日のこの臨時会を境にしまして、お知らせ版、ホームページなどでの周知というようなことが行われるわけでありまして、5月7日から事業終了8月19日まで事業の問い合わせなどに応じたいということ、それから5月15日のお知らせ版でまた周知を図っていくということでありまして、それから5月17日、申請受付、確認並びに支払いデータ作成が行われるというふうなことであります。こういうことを見ていきますと、1つ1つ終わって次の行動に入っていくというような日程になっております。こういうふうにしますと先延ばし的な日程にならざるを得ないと理解するわけでありまして、明日から連休が入るわけでありまして、まず1つお尋ねしたいのは、連休中の準備状況などについてお尋ねをしたいと思いますというふうに思っております。

それから、先ほど来、各議員から意見がありますように、早く支払いをするためには5月22日に限らず、もっと早い時期に15日頃までに何とか準備体制ができて、支払い開始もできないのか。いち早くすることによって町内の困っている方、早く欲しい方にお金を支給できる状況をつくっておく必要があるのではないかと思います。生の声を聞きますと、いつから欲しいということじゃなくて、今すぐ欲しいのだという事業者の声も聞かれます。3月から4月、5月ということで、仕事できない、収入がゼロというところもいっぱいあるわけですので、ぜひ一日でも早い結果を出していただきたいと願っておるところであります。この点について、1点目、お尋ねをしたいと思います。もう少し早くなれないか、明日からの5連休の対応についてお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

それから、商工振興費であります。プレミアム付商品券の発行補助であります。645万円というふうなことで、今回は3,000セットというふうなことになりますと600万円がその原資になるというわけでありまして、残りの45万円、その額についてどういうものに使われるということになるのか、45万の内容をお尋ねしたいというふうに思います。この件については、当初予算の2,000万円では、事務補助的な予算は組まれていなかったということで、第2段で、改めてこの予算が組まれるということはどういう意味なのかお尋ねをしたいと思います。

うふうに思います。

それからプレミアム付商品券、先ほど購入券の話が出ましたが、購入券については、今回完売なったことによって、もう破棄されたとか、あるいはなくしたとか、そういう方もおられると思うので、再発行が可能なかどうか。対応策をお願いしたいというふうに思います。

それから、商工振興費の中で、持続化給付金並びに緊急経営改善支援金、これらの20万円、10万円の嵩上げの部分であります。この対象件数が持続化給付金と緊急経営改善支援金の対象事業所、それらの件数が違ったというふうに先ほどお聞きしましたが、その違いについてお尋ねしたいというふうに思います。

以上、大きく3点でございます。よろしく申し上げます。

古澤議長 1点目の答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員のご質問にお答えさせていただきます。

3点ありました中の、1点目、特別定額給付金の支払い、スケジュールをより早くというご質問でございます。先ほど荒木議員からもございましたように、私どもとしましては議員の皆さんのご意向も踏まえながら早め早めに対応していきたいという気持ちは当然あるわけでございます。頑張ってもらいますけれども、先ほど議員のほうで読み上げられた資料は、その時その時の動きを整理した資料ということで解釈させていただきましたけれども、議員からもありましたような日程を進めてまいりたいというのが現在のところでございますけれども、そのスケジュールを少しでも前倒しできるものは前倒ししていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜ります。明日から大型連休ということで5連休になるということがあります。それで明日から何をやるのかというご質問が具体的にごございましたので、本日可決いただきまして、今回特別定額給付金、当然ご案内のとおり申請主義を国では採用してまいりました。従いまして先ほど来申し上げておりますように、町民の皆さんから手数料のかからないようなかたちで申請書、名前と添付書類ということで、申請書の作成を早速開始させていただきたいと考えてございます。申請書の作成を開始し完了した段階で、またその段階でもそれからのスケジュールっていうのはもう一度精査できるはずでございますので、常に、荒木議員、そして佐藤幸吉議員からご指摘いただきました早くというようなことは肝に銘じながら対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。以上であります。

古澤議長 2点目、3点目は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 2点目のご質問でございます。

プレミアム付商品券の関係で、今回上程させていただいている金額につきましては645万円。ご指摘のとおり、600万円につきましては3,000セット分のプレミアム分でございます。残りの45万円につきましては、1つとしてはプレミアム付商品券の印刷に係る経費でございます。33万円ほどをみております。それからチラシの印刷経費7万円、その他消耗品等この事業に係る諸経費ということで5万円分を見せていただきまして、合わせて45万円の予算計上になってございます。

前回につきましては、プレミアム分のみ予算計上をしてございました。諸経費分につきましては、事業者が商工会ということもございまして、商工会でも補助事業なども受けましてできるのではないかとということでプレミアム分だけの当初計上にしておったところでありまして、今回追加分につきましては、なかなか補助が見込めないのではないかとということもありますし、緊急性もあるということで、実施に係る印刷費、それから諸経費分につきましては、町のほうで補助をするという考え方になったところでありまして、

それから、購入票というような話しがございました。お買い求めいただく際に書いていただいております購入票のことかと思っておりますけれども、これにつきましては商工会のほうで一括保管をしておりますので、再発行というふうな考え方については考えておりません。購入いただいたお客さまの分について商工会のほうで保存をしているというものになっております。

それから3点目のご質問につきましては、国の持続化給付金に対してのかさ上げの予定している法人・個人の事業者数、それから県の緊急経営改善支援金に対して予想している法人・個人の数の違いということでございます。当初、総務課長から説明した内容につきましては、持続化給付金については法人45、個人については100。それから緊急経営改善支援金につきましては、法人が10、個人が40というようなことで、議員ご指摘のとおり違いがございます。これにつきましては、国の持続化給付金につきましては全ての業種が対象であるというところがございまして、それから県の緊急経営改善支援金につきましては、県の休業要請に答えている、しかも4月25日から5月10日まで全ての期間について休業されているという事業所であるということから、商工会とも相談をしながら実数予測をしながら数を想定して計上させていただいたというものでありますのでよろしくお願いいたします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番(佐藤幸吉議員) 先ほどのプレミアム付商品券の購入票、これについてであります、再発行をしないという方向でない第2段で二重に買ってしまうということもありますので、再発行しないということについては分かるのですが、今回早々と完売したということもありません、そのあと、購入をできないものというふうに諦めて破棄された方、なくした方についてどうなのかということでもあります。従って商工会で保管している分は、これまで購入した分の皆さんの控えになっている。5セット、あるいは3セット買ってまだ2セット買える余裕があるということを把握している。これらについては分かるわけではありますが、各家庭で買おうと思ったけども、もうないという方の対応をどうするかという質問でございましたので、この辺、お願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 第2段の5月8日から予定しております追加分のものについては、前回もそうありますが、購入表につきましては新たにチラシ発行する折にチラシの裏面に購入表を印刷してございますので、それにご記入をいただいて購入いただくというふうなかたちに考えております。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番(佐藤幸吉議員) 分かりましたけれども、実はそういうことで第2段のチラシが入りますと、前回買った人も買えるという条件づくりになるのではないかとこのように思いますが、商工会では把握、チェックが事前にされ、この方はもう対象外ですというようなこと、あるいはこれだけの余裕がありますよというようなこと、これらについて把握しているから大丈夫だという回答でよろしいのかどうか、その辺確認だけさせてください。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 議員ご指摘のとおりでございます、商工会のほうで前回購入されている方の世帯主名、住所、セット数につきましては把握してございますので、ダブリとかないというふうなことで実施できるものというふうに考えています。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤仁議員) 私からも何点か。まず一般管理のほうですけども、この内訳見ますと西川町の人口が5,187人、これ4月1日の時点ということで町報に載っています。1人10万円で5億1,870万円、経費が1,270万円ということで、合計5億3,140万円ということになるのだらうと思いますが、先ほどの説明ですと4月27日現在での住民基本台帳というこ

とでなっています。当然その間で亡くなられた方もおられるわけですので、最初からこの数字は合わなくなるわけですが、例えば、国庫の補助金なので申請しない人いるかと思います。あと忘れている方もいらっしゃるかと思いますが、3カ月間の間。これ補助金なので使わなかった分は返すということですかお聞きしたいということです。

あと、200万円の委託料というのは、システムの改善だということなので、それは実際の程度のシステムの改善しなければならないのか分かりませんが、その分があって給付が少しずれ込むのではと思いますが、それは回答いきませんが、ずいぶんお金がかかると思ったので話しを出しました。

あと2番目の商工振興費です。持続化の給付金ですけども国の200万円と100万円、補助を出すというようなことで、それに嵩上げをして出すということなのですけども、ホームページなんかを見ますと例えば、個人事業主が100万円もらえる算定方法っていうのは、前年度の事業収入、総売上ですけども、それからマイナスすることの、例えば一番少ない、例えば今ですと1月から4月までの月になるのだらうと思いますけども、それが前年度と比較して半分以下のお金、掛ける12カ月なのですよね。そういう計算式になっています。例えば個人事業主でもいいのですけども、計算しやすいようにして計算したのですが、例えば年間720万円の売上がある個人の方がいらっしゃるすると、平均すれば60万円です。4月までの間で半分になった月があって30万円、それを12カ月すると360万円です。だから720万円から360万円を引けば、360万円なので当然100万円は貰えるという計算になります。ちょっとこれ極端なのですけども、やっぱり平均してサラリーマンじゃないので売上があるっていうことはない。極端な話をすれば、例えば半年1月から6月まで720万円稼げる場合もある。あとの半月っていうのは、ほとんど例年通りないというふうに計算した場合に、例えば1カ月120万円あって、年間6カ月ぐらいで720万円売上あるのだという方は、120万円の半分60万円です、60万円で12カ月すると720万円になります。そんな場合は100万円貰えないのです。これは計算、そういうシステムなので間違っではないと思いますけども、そういう計算になるということで、これはどっかで線引きをしないと、やっぱり皆さんに甘い給付なんてできないのじゃないのらうとは思いますが、ただ、今回のこの1,900万円の予算に関しては、国から貰える方にまだ上乘せをするということなので、もれた人の補助金はない。例えば49%のマイナスだったという人は該当にならないわけです。ですから、どこで線引きするかなんてでしょうけども、例えば3割から5割未満しか減らなかったという方

は対象外になってしまう。そこら辺で国の保障がないのであれば、町として嵩上げる分をそっちのほうに回すのだとか、そういうことを考えてやらないと、貰う人はひとつの手続きで2回も3回も金が貰える。ある業者さんは1回も貰えない現象がでてくる、極端な話です。どこかでは線引きしないとならないので、ちょっとそこら辺で格差が出てくるのかなというように、今後の課題なのかなというふうに思います。

あと、次ですけど、例えば、緊急経営改善支援金、県で要請して休業するような要請で休んだ業者さんにお金を払うということで、県に町が上乘せをして払うということだろうと思いますけども、これ県で要請している業種がいろいろあります。西川町で該当するのは限られている業種なのですけども、4月25日から当面5月10日までの間で、休業を完全にやっているかやっていないかのチェックというのは、どういうふうにやっているのか。40社該当あるようだというような予想を立ててはいますけども、本当に、例えば1日も休まないで、疑うわけではないのですが、これを商工観光課とか商工会でチェックはしているのかどうかです。該当する事業者に全て上乘せして払うのだというのであれば、それは方針としていいのですが、何もチェックもしないで払うということではちょっと問題かなということでお聞きしたい。

あともう1点、先ほどから第3、第4の補正も今後考えていくということの話がありましたけども、やっぱり財源が出てくるわけです。国から、例えば臨時交付金がまた追加交付あって、第2次補正で出てくるとかは今後あるかと思えますけれども、町単独としてやれるものの財源をどうするかということになれば、例えばコロナ関係で実施できないイベントなんかは予算が余ってくる、ういてくるわけなので、あとは例えばオリンピックも延期になる。オリンピック関連事業に使うお金、カヌー競技大会なんかも、そこら辺の予算をいろいろな課で精査をして、これはもう今年はちょっと使う見込みがないというような予算があれば、それを持ち寄って、今回はこういう事態なので、コロナの対策事業としてお金を回そうというようことで財源づくりをやり、やっぱり今は、人で言えば健康な人間がだいぶ重傷化していて薬をどんどん投与しないと死んでしまうような状況になりつつあるわけですので、その対策に積極的にお金をつぎ込むというようなことで、各課あげて予算の精査をやって、これからの補正予算に活かして財源確保してもらいたいというようなことを第3点目として答弁をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 私から全体的と申しますか、2点についてご答弁申し上げます。

まず、持続化給付金の対象者の把握と申しますか、要するにボーダーラインの上と下の部分ですが、町、国もそうですが、いろんな支援策を組む場合、所得制限とかいったもの必ず出てくるわけでありますので、そういった意味で今回に限らずそういった問題が多々あるわけであります。ですが今回は、まずは国、県に準じたかたちでやるというようなことでやりたいと思っております。

ただ、この後、町内の事情を把握しながら、そういった面がどの程度あるのかを含めて、これは精査すべきだと思っておりますので、ここではっきり言いませんが、そういったことも十分頭に入れておるということであります。それから今回のこのコロナの危機、災害でありまして、年間をとおした事業等で廃止するイベント等も含めての財源を使ったらどうだ、というような、正にそういった面もありますが、まず災害等につきましては財政調整基金ございますので、それを臨時の場合は充てるというようなことを考えておりまして、伊藤議員からもありましたように、ふるさと納税等につきましては、これは子育てというような災害とはまた違った面での町民の皆さんの支援策というような、そういった面での使い方が妥当かと思っております。国のほうでは各市町村が財政的に非常に厳しいというようなこと毎年言われていますが、蓋を開けてみれば、市町村の財政が非常に裕福で財政調整基金が非常に裕福になっているという指摘がありますが、全国の町村会ではあくまでも災害等を想定しながら、そういった面で十分な財政調整基金を確保すべきだというようなことを言っておりますので、今回の件につきましても財源はいろんな面がありますが、今回の予算につきましても財政調整基金、それから借金に頼らないような年間を通した予算編成をしたいというようなことで申し上げますので、この財調につきましては申し上げましたように災害等に充当するべく、今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 特別定額給付金事業等々におきまして、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初にご質問がございました、特別定額給付金事業の受給権者いわゆる対象者数、あるいは事務費等の経費の国庫からの支出金について、でございます。議員ご指摘のとおり本補正予算には4月1日現在の西川町の人口5,187人を基にいたしまして給付金の額を算定いたしております。事務的な手続き期間等を考慮いたしまして4月1日の人口で計上させていただいております。本事業の基準日となります4月27日現在の住民基本台帳記録者の人口は

5,175人ということで12人の減となっております。議員からもございましたように、今後給付を始めますと最終的に給付いらないということで申請されない方というのも出てくると思います。国からの当然補助金につきましては実際にお支払いした町民の方の分ということになりますので、当然、今後事業を実施していく中で経費につきましては減少していくということは当然あり得るわけでございます。その他の事務経費につきましても、全て国庫対象となりますけども、これも執行していくなかでの増減というのは、それぞれの節ごとに出てまいるかと思っておりますので、今後事業の実施がある程度見えた段階で、当然のことながら補正というようなかたちで係数の整理を図る必要があるのかなというふうに考えてございます。なお、国庫補助金につきましては、今回概算払いというようなかたちで、国庫のほうから概算での支払いがなされる予定でございますので、概算払いも大いに活用しながらお金を準備いたしまして事業のほうに当てまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

古澤議長 志田商工観光課長。

志田商工観光課長 国の持続化給付金の5割に満たない部分というふうな部分につきましては、先ほど町長からあったとおりでございます。

もう1つ、県の緊急経営改善支援金、県の休業要請に係る部分の、本当に休業しているかというチェック関係でございますが、実は昨日町長のほうにも県から要請がありまして、この事務、受付事務については町の商工関係のほうでという依頼があったところでございます。具体的なやり方、今ご指摘いただきましたチェックの仕方につきましては、本日2時からですけどもインターネットを使って県の会議が予定されておりまして、そこで具体的に説明されるというふうに想定をしております。3密を防ぐということでインターネットでの会議で説明があると聞いておりますので、その辺を確認しながら要請に応えられた事業所の方にもれなく給付されるようなかたちでやっていきたいと思っております。

なお、4月14日に商工会と役場観光協会とで支援チームのほうも結成しまして、昨日の国会、県議会等の方針を受けた内容の説明に今まわっているところであります。事業所の方につきましては、どんな支援制度があるのか、誰に相談していいのか分からないという部分がありますので、そういった部分で事業所にできるだけ寄り添ったかたちでご支援ができればということで動きをしているところでありますので、そういった中で先ほどの部分につきましてもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤仁議員） 給付金に関しては例えば案内を出す。来ない人は来ないで、貰わないというふうな意思表示で返してよこす人もいるし、例えば、これはあまりないとは思いますが、出しても出すのを忘れていたとか、そういうチェックはやるのかどうか。出せばなしで返ってこないのは返ってこないで、それはいいのだということなのか。一旦役場としては郵送した、返ってこないもの再チェックはするのかしないのか、今の段階では考えているのかいないのかお聞きしたい。申請していない人は分かるわけです。申請していただいて、町になんぼでも落とされたほうがいいわけです。

あともう1点だけ。今支援チームという話がありました。西川町の場合は、支援チーム作って、いろいろ個人と共に、個人の方にそういう説明をして、精神的な安定剤をしているのだというような話をしたら、いい所だな、というふうな話がありましたので、大変でしょうけども、今から特に個人の事業主の方っていうのはいろいろな人と専門の方を頼んでいない業者さんがいっぱいいると思うので、大変でしょうけども、これからもフォローチェックをしていただきたいなというふうに思います。最初の1点だけお願いします。

古澤議長 1点目の答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員からのご質問にお答えさせていただきます。

特別定額給付金事業のいわゆる申請をなされていない方への町としての対応についてのご質問ということでありますけれども、先ほど、伊藤議員のご質問の際に町長、私のほうからも高齢者のみ世帯、あるいは高齢者1人暮らし世帯への対応ということでお答えさせていただきました。当然、高齢者はもちろんでございますけれども、町民全ての方へそういったスタンスで本事業をあたるということは、町長始め我々職員一致した考え方でございますので、3カ月間の事業の実施期間中に一定程度、今の段階で、いつの段階で、いつの段階でというのは確定いたしておりませんけれども、期間を区切って、その段階で出ていない人というようなかたちで整理をしながら、先ほどの繰り返しにはなりますが、電話で言いますと詐欺のこともございますので、その声掛けの方法等も考えながら十分に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。なお、申請の段階で明らかに今回の10万円の給付金はいいですよ、ということで表示された方はそれで結構でございますけれども、何のご返答のない方についてはただ今申し上げたかたちで基本的に当たってまいりたいというふうに、声掛けを行ってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解

賜りたいと存じます。 以上です。

古澤議長 今回のコロナ関係の補正予算の質疑で時間が延びておりますので、ここで休憩をさせていただきます。再開は11時15分をお願いします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

古澤議長 会議を再開します。

質疑ございませんか。

5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今回特別定額給付金事業につきましては、住民基本台帳に記録されている町民に10万円を給付するというものでありまして、申請書のほうは各家の世帯主に送られるということでありまして、2点についてお尋ねをしたいのですが、実は3月、4月というのは学校、特に大学・専門学校等、卒業・入学の時期にありまして、緊急事態宣言が出る前にもう県外のほうに転出しているという方もおられるかと思えます。また、住所を西川町において出られる方や今本人が県外にいますが住所があるという方もいますし、移動された方は移動した市町村で手続きをするかなど相談窓口を一本化しているのかということについての1点、お聴きします。

2点目については、先ほどの伊藤議員のほうからの質問と関連いたしますが、今回町独自の事業はありませんでしたが、今、例えば3月に大学に行ってしまうと緊急事態宣言が出て、学校が休みのだけけれども家に帰れないと言っている学生の保護者のご意見がたくさんあります。家に帰ってきたいと言っても今県境を越えて入ることはできない。学校にも行けないし、やはりそこで生活しなければいけない。特に今春、入学された方は学校まだ友達、地域も分からない中で今現在過ごしているわけなのでありますが、これらを含めまして、今県外で生活している学生に対して町からの支援、これは地域経済の振興を含めた中で、例えば町で米とか麺類、他の物でもいいのですが、町の特産品についてお届けして支援をするということを考えてみてはどうでしょうか。県外での生活は心細い生活です、いずれ学校などを卒業しまして町に戻ってくる方もおられるし、それ県外に行っても町を支援してくださるっ

ということも考えていただければ、今後その転出して大学や専門学校に通っている方の支援をしてはどうでしょうかという意見、この2点について、見解をお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 大泉議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただ今、2つの質問がございましたけれども、私から特別定額給付金に係る件につきましてお答えさせていただきたいと存じます。議員からもございましたように、今回の特別定額給付金のいわゆる給付対象者と言いますか、受給権者、西川町から出た場合の受給権者につきましては、先ほど来ありましたように27日現在西川町の住民基本台帳に記録されている方ということになるわけでございます。従いまして4月27日に記録されている方で、例えば議員からもございましたように、東京の大学、専門学校等の学校に行かれているという方につきましては、本町の住民基本台帳に記録されている限り本町の受給権者となるということになります。ただ、西川町の3月に例えば西川町から東京の区役所のほうに住所を移したという場合ですと、向こうの東京の区役所のほうでの受給権者ということになりますので、そういった今回の制度設計になっておるということであります。

それで、議員ご質問のそういった様々な質問に対する相談ということでの対応でございますけれども、本事業、特別定額給付金事業につきましては、1つの課、係に限定した執行体制ではなく、町役場、横断的な執行体制を構築しつつ取り組もうといたしているところでございます。具体的に申し上げませるならば、いわゆる住民基本台帳、これを所管しておりますのは町民税務課でございますので町民税務課、あるいは町内の住民基本台帳始め様々なシステムを構築しておりますのは政策推進課でございますので政策推進課、そういったのに加えましてお金の出し入れ、あるいは国からの補助金、こういったものもでございますので総務課、そして出納室、あるいは健康福祉課、そういったかたちで全ての課を導入しまして先ほど来申し上げておりますように迅速に、尚且つ正確に受給権者のほうに給付金が届くようにと心がけてまいりますけれども、いろんな案内につきましては町民の皆さん方には今後、役場の代表電話、総務課のほうの代表電話を掲載しながら相談とかあったのは、一義的には総務課のほうで全て承りたいというふうに考えておるところでございます。当然住民基本台帳の登録の方法等についての問い合わせというのは町民税務課にこの間2、3あるっていう話は聞いてございますけれども、そういったかたちで当然相談される方は不安があつての相談になるわけでございますので、総務課を第一の窓口にしなから、それで分からなければ調

べた上で質問された方のほうにご回答申し上げたいというふうなかたちで丁寧に対応してまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。以上であります。

古澤議長 2点目は、県外の大学等々について、答弁は小川町長。

小川町長 大泉議員から、町の単独事業として、県外におられる大学生等に対する支援策、物も含めて心の支援もだと思っておりますが、これいろんな報道等もあって米の支援等をなされている市町村もございますが、これらにつきましては町のほうでも小学校・中学校・保育園につきましては、それぞれ保護者会を通じていろんな問題、課題が把握できるのですが、なかなか大学生となりますと問題課題の把握が困難だということもありますが、事情を把握しながら対応したいと思っております。おっしゃるように初めての生活で、路頭と言うとあれなのですが、大変困っているというようなことは十分、ニュース報道等で把握しており、それと合わせていつ学校に行けるか分からないというような、そういった状況であります。そのような状況も踏まえて、そして生活支援等も含めて米だけでなくどういったものが必要なのか、これらにつきましても、いろんな皆さんからのご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 現在コロナウイルス、なかなか終息しないという現状でありまして、不安に思っている方、町民ももちろんですが町外におられる方、特に学生などはまだどうしたらいいのかっていうのが分からない、親に相談するしかない、親もどうしたらいいかっていうところが非常にあると思っておりますので、先ほど申し上げましたように総務課のほうで相談窓口を設けていただけるということで、やはりあっちこっちの課を回されると、どうしたらいいのだったというふうになってしまうところがあると思っておりますので、ぜひ親切に相談にのっていただきたい。今町から出て、これから希望に向けて学校に行っているような勉強をするという子ども達もおりますので、町長もおっしゃいましたが、そういった方たちの物質的、精神的なものも、町が支えになっていただきたいなというふうに思います。その辺について要望いたしまして、意見をいたしました。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番(佐藤光康議員) 私から、2点だけお願いします。

1つ目のマスク、先ほどから疑問だったのですが、総務課長が高齢者に配布すると言われました。65歳以上の高齢者、高齢者65歳以上ですから当然65歳以上の高齢者が貰える

っていうことでよろしいのでしょうか。確認です。

2 目です。特別定額給付金のことですけど、先ほど出ましたけども、今日山形新聞見まして、いつから支給されるか見ましたけれども、西川町が一番遅いランクの5月下旬ということで非常にガッカリしました。多分町民もそういう方多いのではないのでしょうか。やはりいろんなニュースが流れますけど、やはりスピーディーにいろんなところに目配りしてもらって、いろんな支援をしていくってということが、町がどれくらい町民に寄り添っているかっていうことを示しているような気がするわけです。ああいうふうにバツと都道府県が、市町村が出されますとね。ですからぜひスピーディーにお願いしたいということです。

この前補正で、地域振興券で1人3,000円の飲食宿泊券が決まりました。ほとんどの町民の方が知りません。なぜかと言いますと、お知らせで町内飲食宿泊券を事業費ということで何千万円と出ていますけど、1人いくら誰が貰えるのか、どこに使えるのか全く書いてない。多分今から出ると思いますけど、やはりこれはまずいのではないのでしょうか。ですから、こういう3,000円の飲食宿泊券は町で出すのだよ、と町民に喋りますと、ありがたいよね、町で出してくれるのだよね、とこういうふうになるわけですよ。そういう金額なんか少なくて、そういう1つ1つの町の施政が、町民が、町が思ってくれているのだ、ということがあるわけですよ。先ほど大泉議員も学生さんへの支援言いましたけれど、そういういろんなところに目配せしてもらいながら、いろんなニュース、情報も流れていますので、ぜひ町でもしっかりと町民に寄り添ってお願いしたいということで、2番目は要望です。

古澤議長 1点目は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

マスクの配布の確認というようなことでのご質問でございますけども、先ほど荒木議員のご質問にお答えするかたちで、高齢者の方のほうにマスクをお配りしたというようなこと申し上げましたが、これまでの間、高齢者の方、75歳以上の高齢者の1人暮らし並びに75歳以上の方のみの高齢者世帯ということでお配りしてきたというのが、これまでの経過でございます。今後の配布等につきましては対策本部の中でも検討しながら対応してまいりたいということでお答え申し上げたとおりでございますので、よろしくご理解いただくようお願い申し上げます。以上です。

古澤議長 2点目は、特別給付のスピーディー対応、小川町長。

小川町長 これまでもいろんな、この皆さんからいただいた質問の中で、西川町はPRが遅

い、そして下手というようなご指摘を受けておりまして、その件については肝に銘じて職員にも指示しているところでありまして、今回の案件につきましてもできる限りスピーディーにということで、お知らせ版につきましても臨時のお知らせ版を配るなり、やってきたわけではありますが、今ありましたように、より具体的にというようなことでもありますので、こういったものを含めて十分気を付けながら広報に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番(佐藤光康議員) マスクの件ですけれど、高齢者だから他の市町村はだいたい65歳以上です。西川町も当然私にくるだろうな、と思っていたのに来ない。まだ西川町は75歳以上らしいということで非常にがっかりした高齢者がたくさんいるようです。そういうところでケチらないですね、町がちゃんと守ってくれているのだということ、金額はそんなにならないでしょうから、ぜひしっかりとお願いしたい。例えば国民健康保険の基金もありますし、そういうところでいくらかでも使えるのではないのでしょうか。また例えば、台湾と西川町は交流関係があります。こういう時こそ観光だけじゃなくて、今は台湾ある程度抑えたようですから、台湾でいるんなところで交流している場所にマスクを送っているようです。町民の方で言うのですが、こういう時にこそ、私は今まで台湾の方が来るとホームステイして一生懸命やっとなら、こういう時、苦しんでいるときこそマスクなんか台湾から来たら嬉しいだろうね、という話をしていました。ぜひそこら辺のことも、視点も含めてぜひご検討よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は、小川町長。

小川町長 今ご指摘ありましたように、台湾やら、そういった面を含めて今後、台湾につきましてもはちょうど今の時期、台湾の師範大学の研究発表会がありまして担当者も含めて研究発表会に行く予定もあったわけではありますが、今回、DVDに録音しまして送ったわけではありますが、その中でも今回のコロナにつきましてもお互い一緒になって頑張ろうということで、申し上げておりますので、具体的な要求提案はしなかったのですが、そういった意味では今後共、十分そういった面でも交流を図りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番(菅野邦比克議員) 私から2つの質問と、あと1つ要望をお願いしたいと思います。

1つは持続化給付金について、対象の法人が45社、個人が100社。4月14日に支援チーム

実際立ち上げて精力的に各事業者回っていただいていると思います。大変それはご苦労さまでございます。実際に回ってみた感触っていうのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。今回のコロナについては今まで我々も経験したことがないくらい本当に大変な災害といえますか、各事業所ともこの事業資金で持ちこたえられるのかどうかっていうのが非常に危惧しております。各金融機関も条件変更とか返済猶予とかいろいろやってもらっていますが、金が入ってこないことには始まらないというふうなことが非常に多いわけですので、実際に非常にひっ迫感がある、それから恐怖感がある、そんなことがありますので、回った感触について、ちょっと感触をお聞きしたいと思います。

それから持続化給付金について、予算 1,900 万円持っているわけですが、この点についてはいわゆる計算方式に関係なく、各事業所に全部 20 万と 10 万を全部給付する予定なのか、それとも計算、国のあれに従って計算するんだけども、マックスで 1,900 万円なのか、その辺について、お願いしたいと思います。

それから、先ほど来、出ておりますプレミアム付商品券についてですが、今回 3,000 セット新たに発行するというようなことですが、町内消費を喚起する地域経済の振興を図る目的というふうにありますけど、3,000 セットを発行しまして、また買える方だけ買っていっぱいになる、というふうなことが考えられます。合計で 5,000 セットあるのであれば、結果的ですが、1 世帯に 1 セットずつお配りしたほうが、よっぽど町内の方に、町民の方に喜ばれるのではないかなというふうに思っております。先ほど来、いろいろ話出ておりますけど、町民に寄り添ったかたちでいけば、こういうふうなものは 1 セットずつ配布しますよ、というのであれば町民はどれほど喜ぶか。それから買う人だけでなく、配布すれば町民の方はどれほど喜ぶか、また商品券以上に買い物をすると思いますので、この次第 3 段、金がくるのだということでもあれば、いち早くこういうものはお知らせして、西川町も一生懸命やっているというようなものを、先ほど来出ている早さっていうのが非常に大事だと思いますので、今後ひとつ要望して、できるのであれば一帯に配布していただけるような要望を加えて、2 つ、先ほどの質問にお答えをお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 1 番目のご質問であります。

4 月 14 日に、商工会それから観光協会、町の職員 12 名体制で支援チームということで、対象としては宿泊・飲食・小売り、約 80 事業所をまずは回って相談させていただきまして、

これまで2回から3回の相談と言いますか、接触をさせていただいているところであります。その中で、状況はどうか、というふうなところでありますけども、なかなか日々状況が変わるというふうな状況ではあります。基本的には町外からの収入で経営されている事業所につきましては、緊急事態宣言の外出自粛ということもありまして、なかなか町外からの人の動きがないということから、宿泊・飲食関係の事業所さんにつきましては、相当、緊迫しているというふうな状況につきましては、我々が想像する以上のものがあるのではないかと、いうふうなところを感じているところであります。先ほども申し上げましたが、国の政策も決まる中で、一斉に今、町内回っているところであります。その中でも本当に緊急を要するような事業所につきましては、しっかりと、何ができるのか、ということで個別に対応なども考えていかなければならないというふうなことを思っておりますけども、国の制度、それから補助制度、給付制度、それから融資制度なども具体的に紹介させていただきながら、持続化の給付金、200万円・100万円につきましても、申請が電子申告になっておりますので、その辺で支援チームがお手伝いできるようなところについては、こちらから話をお掛けしながら、できる限りの支援について考えていきたいというふうに思っているところであります。

それから、持続化給付金につきましては、先ほど佐藤仁議員からもあったとおり、計算方式があるわけでありまして、その計算方法に関係なくという考え方あるかというふうな話ですが、現在のところ、国のその給付金を受けた事業所に対しまして、町としてかさ上げをするというふうな考え方でございます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） そうしますと、最高で1,900万円ですので、これは全社が使わなければ予算が余るという考えでよろしいのですか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 結果としてそういうことであればそういうことになると思いますけども、この持続化給付金につきましては1月から12月までというふうな制度設計になってございますので、これまでは1月から4月までの分の状況しか把握できないという部分でございまして、恐らく5月、6月にかなりの収入減も見込めますので、12月までの制度設計になってございますので、その中において、ある分についてはまた何らかの考え方を示していかなくてはならないのではないかと、いうふうに思っているところでございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 最終的に余ればせっきの資金ですので、ぜひ使っていただくような方策を、例えば第3次、第4次があるのであれば、そういうかたちで使っていただければ大変ありがたいというふうに思っております。持続化給付金とか、町のいろんな資金あるわけですけど、今回は本当に特別と言いますか、非常に厳しいですので、こういう制度を作っても町の企業は守れないと、結果的に撤退するとは廃業するとかって陥らないようなかたちで行政のほうも企業を1つ1つ十分チェックしていただきたいというふうに希望しているわけです。せっきこういうふうな資金作っても、終わってみたら3社・4社、もう事業廃止した、ということでは何ともなりませんので、ぜひその辺は大変でしょうけども、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。答弁は格別結構です。

古澤議長 他、ございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第27号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、令和2年西川町議会第2回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午前11時45分〕